

鋼構造委員会委員長候補者選出制度内規

鋼構造委員会

平成 14 年 11 月 27 日 制定

平成 18 年 11 月 10 日一部改正

1. 鋼構造委員会委員長候補者推薦の届出

- (1) 鋼構造委員会の正副委員長・委員・幹事長・幹事は、委員長候補者を委員会の副委員長・委員・幹事長・幹事のなかから推薦することができる。
- (2) 委員長候補者推薦の届出は、所定の様式の推薦書を所定の期日までに鋼構造委員会事務局へ届け出ることにより行うものとする。推薦者が候補者被推薦人となることを認める。
- (3) 委員会の正副委員長・委員・幹事長・幹事は、複数の委員長候補者を推薦することはできない。

2. 委員長候補者の選出

- (1) 委員長候補者に推薦されたものが 3 名以上のとき
 - (a) 委員会の正副委員長・委員・幹事長・幹事は、これらの者を被選挙人として単記無記名で投票を行う。有効投票数の過半数の票を得た者を委員長候補者として選出する。
 - (b) 過半数の票を得た者がいないときは、得票数上位 2 名の者を被選挙人として、再度委員会の正副委員長・委員・幹事長・幹事による投票を単記無記名で行う。上位得票者を委員長候補者として選出する。得票数が同じ場合には、年長者を委員長候補者として選出する。
- (2) 委員長候補者に推薦されたものが 2 名のときは、前項(b)を適用し、委員長候補者を選出する。
- (3) 委員長候補者に推薦されたものが 1 名のときは、その者を被選挙人として、信任・不信任の投票を無記名で行う。有効投票数の半数以上の信任票を得た場合に、その者を委員長候補者として選出する。
- (4) 選挙は委員会の正副委員長・委員・幹事長・幹事の過半数の投票数をもって成立するものとする。

3. 次期鋼構造委員会委員長候補者選挙管理委員会の設置

鋼構造委員会委員長は、次期鋼構造委員会委員長候補者選挙管理委員会を設置する。この委員会は、鋼構造委員会の委員長および幹事 2 名、計 3 名で構成する。選挙管理委員会委員は投票権を有する。ただし、委員長候補推薦人および被推薦人となることはできない。

付則

委員長候補者に推薦された者は、重大な理由がない限り、推薦を断ることはできない。推薦を辞退する場合には、速やかに選挙管理委員会に申し出なければならない。

委員長候補者に選出された者は、重大な理由がない限り、就任を断ることはできない。候補者辞退の申し出があった場合には、委員長が次期委員長候補者を推薦し、最終委員会に諮る。

委員長候補者の推薦が得られなかった場合、2.(3)において委員長候補者の信任が得られなかった場合、あるいは2.(4)の選挙成立条件が満たされなかった場合など、選挙によって委員長候補者を決定できなかった場合には、鋼構造委員会の委員長が次期委員長候補者を推薦し、最終委員会に諮る。

以上